

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部

目次

ページ

北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部

○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程	(産業政策推進室)	1
告 示		
○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	2
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(生活振興課)	2
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(3件)	(地域産業課)	4
○肥料の登録の有効期間の更新	(農業改良課)	7
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	8
○道営土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	8
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	9
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	9
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	9
○道路の区域の変更	(道路整備課)	12
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	12
公 表		
○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成14年度経営状況	(住宅課)	13
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件)		14
道札幌土木現業所告示		
○一般競争入札の実施		14
道留萌土木現業所告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		15
道教育庁上川教育局告示		
○一般競争入札の実施		17
宗谷海区漁業調整委員会告示		
○宗谷海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程		18

北海道

北海道教育委員会訓令第1号

北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程を次のように定める。
平成15年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興
北海道警察本部長 上 原 美都男

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程 (設置)

第1条 現下の北海道の経済・雇用情勢に緊急に対応し、経済・雇用政策を一体的に推進するため、道に北海道経済・雇用対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。
(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 経済・雇用に係る重点プラン等の企画、調整及び推進に関すること。
 - (2) 景気、産業振興、雇用等の経済・雇用関連施策の総合調整に関すること。
 - (3) その他経済・雇用対策の推進に関し必要と認めること。
- (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる部長等をもって充てる。
(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 本部長は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（産業・雇用政策推進会議）

第6条 推進本部に、横断的な産業振興・雇用対策に関する施策の企画及び調整を行うため、産業・雇用政策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、産業振興政策担当副知事を議長とし、経済部長、産業政策推進室長、農政部長、水産林務部長及び建設部長で構成する。

3 推進会議は、議長が招集する。

4 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる部長等（第2項に規定する部長等を除く。）に出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 推進本部及び推進会議の庶務は、経済部産業政策推進室において処理する。

（地方本部）

第8条 地域における経済・雇用情勢に緊急に対応し、経済・雇用政策を一体的に推進するため、支庁に北海道経済・雇用対策推進地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

2 地方本部に地方本部長を置き、支庁長をもって充てる。

3 地方本部の組織及び運営に関し必要な事項は、第3条から前条までの規定に準じて地方本部長が定める。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び推進会議の運営に関し必要な事項は、推進本部については本部長が、推進会議については議長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

2 北海道雇用対策推進本部設置規程（昭和62年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

別表（第3条、第6条関係）

本 部 員
総 務 部 長
総 合 企 画 部 長
政 策 室 長
環 境 生 活 部 長

保 健 福 祉 部 長
経 済 部 長
産 業 政 策 推 進 室 長
農 政 部 長
水 産 林 務 部 長
建 設 部 長
出 納 局 長
教育庁企画総務部長
警察本部総務部長

告

示

北海道告示第1170号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年7月1日

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	北海道知事 高 橋 はるみ 指定の範囲	指 定 の 理 由
映画 同 同 同	尼寺と性 袈裟さぐり 馬を愛した牧場娘 天井裏の痴漢 淫獣覗き魔 妻の妹 いけない欲情	新日本映像 オービー映画 新東宝映画 オービー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1171号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月4日 コンカリーニョ 齋藤 千鶴 札幌市西区琴似1条4丁目2-12 この法人は、札幌琴似・八軒地域の劇場を核として、芸術文化活動や地域活動に関わっている人や団体と幅広く連携しながら、芸術文化に関する事業や、新しいコミュニティの拠点としての劇場運営を行い、広く芸術文化活動の活性化を実現していくことを目的とする。	校復帰、及び高校その他の学校への進学など、自立に向かって自らを成長させることができるよう援助し、子どもたちの健全育成、生涯学習などの公益の増進に寄与することを目的とする。
2(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月6日 マイストリート 中島 知子 札幌市北区北20条西2丁目23-11 この法人は、地域住民にとって最も身近な都市空間であり、地域コミュニティ形成の場であった道路や街並みを公と民の協働により再生し、限りなく希薄になってしまった地域コミュニティを蘇生させ、活力ある地域づくりやまちづくりに寄与することを目的とする。	平成15年6月13日 介護福祉協会 高野 克也 函館市石川町122番地53 この法人は、高齢者および身体障害者を支援する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
3(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月9日 ハンド・イン・ハンド 佐藤 至英 札幌市中央区南9条西4丁目7番10号 この法人は、路上生活者や高齢者、障害者の自立活動を支援する事業ならびに不登校等の子どもに対する生活学習事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。	平成15年6月16日 国際教育ネットワーク 吉田 茂 札幌市北区北7条西2丁目15番地1 札幌TMビル3F この法人は、青少年、教育関係者及び国際的な活動を目指す人々に対し、語学研修・留学・海外体験等の国際教育プログラムの提供と支援を行うことにより、国際社会に貢献できる人材を育成し、社会教育の推進、国際協力、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
4(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月9日 フリースクール札幌自由が丘学園 亀貝 一義 札幌市東区北8条東1丁目3番地10 この法人は、不登校の児童生徒たちに安心できる居場所と学びの場を提供し、これを通して児童生徒が学	平成15年6月17日 ひまわり 村山 陽子 野付郡別海町別海川上町139番の67 この法人は、高齢者・障害者またその方々を支えている人々に対して福祉の推進を図る活動、世帯・地域間の交流に関する事業を行い、ひとりひとりが自分らしく生活のできる自己実現可能な福祉に寄与することを目的とする。
5(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月13日 介護福祉協会 高野 克也 函館市石川町122番地53 この法人は、高齢者および身体障害者を支援する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。	平成15年6月16日 国際教育ネットワーク 吉田 茂 札幌市北区北7条西2丁目15番地1 札幌TMビル3F この法人は、青少年、教育関係者及び国際的な活動を目指す人々に対し、語学研修・留学・海外体験等の国際教育プログラムの提供と支援を行うことにより、国際社会に貢献できる人材を育成し、社会教育の推進、国際協力、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
6(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月16日 国際教育ネットワーク 吉田 茂 札幌市北区北7条西2丁目15番地1 札幌TMビル3F この法人は、青少年、教育関係者及び国際的な活動を目指す人々に対し、語学研修・留学・海外体験等の国際教育プログラムの提供と支援を行うことにより、国際社会に貢献できる人材を育成し、社会教育の推進、国際協力、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	平成15年6月16日 国際教育ネットワーク 吉田 茂 札幌市北区北7条西2丁目15番地1 札幌TMビル3F この法人は、青少年、教育関係者及び国際的な活動を目指す人々に対し、語学研修・留学・海外体験等の国際教育プログラムの提供と支援を行うことにより、国際社会に貢献できる人材を育成し、社会教育の推進、国際協力、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
7(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成15年6月17日 ひまわり 村山 陽子 野付郡別海町別海川上町139番の67 この法人は、高齢者・障害者またその方々を支えている人々に対して福祉の推進を図る活動、世帯・地域間の交流に関する事業を行い、ひとりひとりが自分らしく生活のできる自己実現可能な福祉に寄与することを目的とする。	平成15年6月17日 ひまわり 村山 陽子 野付郡別海町別海川上町139番の67 この法人は、高齢者・障害者またその方々を支えている人々に対して福祉の推進を図る活動、世帯・地域間の交流に関する事業を行い、ひとりひとりが自分らしく生活のできる自己実現可能な福祉に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成15年6月17日
(2) 特定非営利活動法人の名称 butukura
(3) 代表者の氏名 本谷 一
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北23条西2丁目1番24-206号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、次世代を担う子供たちだけでなく老若男女すべての人々の科学的好奇心を刺激し、その科学技術への理解を深め、また、各地の科学ボランティアを結ぶネットワークを使った情報交換で、さらに多くの人々に科学を知ってもらうための方法を研究することで、科学教育の発展に寄与することを目的とする。
- 9(1) 申請のあった年月日 平成15年6月18日
(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会
(3) 代表者の氏名 鈴木 秀一
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11
自由が丘月寒センター
(5) 定款に記載された目的 この法人は、広く市民の方々の知恵とエネルギーを結集して、既存の教育の枠にこだわらず、子どもたちが生き生きと人間らしく学び、成長できるよう、実践活動、相談・支援活動、調査活動などを行い、子どもの健全育成に寄与する。

北海道告示第1172号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月4日までに北海道後志支庁商工労働課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープさっぽろ 理事 松村 喬
札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープさっぽろ倶知安店
虻田郡倶知安町北3条西4丁目3-2
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時（年60日間午前9時）
閉店時刻 午後8時30分
(変更後) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時まで（年60日間は午前8時30分から午後9時まで）
(変更後) 午前8時30分から午後10時まで
- (4) 変更する年月日 平成15年7月4日
- (5) 上記(3)にかかるもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープさっぽろ 理事 松村 喬
札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,019m²
ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数 180台
(イ) 駐輪場の収容台数 22台
(ウ) 荷さばき施設の面積 181m²
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 104m³
エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日 平成15年6月20日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道後志支庁商工労働課
(2) 縦覧期間 平成15年7月1日（火）から11月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

く。)
(3) 縦覧期間 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

北海道告示第1173号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月 4 日までに北海道後志支庁小樽商工労働事務所に到着するよう提出することができる。

平成15年 7 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
小 樽 開 発 株 式 会 社	小樽市稲穂 1 丁目 4 番 1 号	代表取締役 西森 治美
株式会社小樽グランドホテル	小樽市稲穂 1 丁目 4 番 1 号	代表取締役 竹内 恒之
株 式 会 社 丸 井 今 井	札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 11 番地	代表取締役 柴田 哲治
有限会社メガネのタカダ	小樽市稲穂 1 丁目 5 番 14 号	代表取締役 高田 嗣久
株式会社スズラン薬局	小樽市稲穂 1 丁目 5 番 16 号	代表取締役 近藤 勲
株 式 会 社 岩 永 時 計 店	小樽市堺町 1 番 21 号	代表取締役 岩永 政晃
近 藤 勲	小樽市奥沢 1 丁目 10 番 25 号	
山 岡 ケ イ	小樽市入船 1 丁目 1 番 11 号	
佐 藤 公 彦	小樽市花園 4 丁目 23 番 21 号	
農 協 精 肉 株 式 会 社	小樽市稲穂 2 丁目 8 番 19 号	代表取締役 越中 昭二
杉 田 相	札幌市清田区平岡公園東 3 丁目 2 番 12 号	

中 島 京 子	小樽市色内 1 丁目 9 番 1102 号 ラ・モード小樽美術館東	
高 田 良 子	小樽市富岡 1 丁目 18 番 3 号	

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

稲穂 1 丁目地区再開発ビル

小樽市稲穂 1 丁目 45 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 丸 井 今 井	午前10時	午後 7 時 (年22日間午後 7 時30分)
有限会社メガネのタカダ		
株 式 会 社 ス ズ ラ ン 薬 局		
株 式 会 社 岩 永 時 計 店		
農 協 精 肉 株 式 会 社		
有 限 会 社 竹 生 園		
佐 藤 公 彦		午後 8 時

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 丸 井 今 井	午前10時30分	午後 6 時30分
有限会社メガネのタカダ		
株 式 会 社 ス ズ ラ ン 薬 局		
株 式 会 社 岩 永 時 計 店		
農 協 精 肉 株 式 会 社		
有 限 会 社 竹 生 園		
佐 藤 公 彦	午前10時	午後 8 時

(4) 変更する年月日 平成15年7月3日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株 式 会 社 丸 井 今 井	札幌市中央区南1条西2丁目11番地	代表取締役 柴田 哲治
有限会社メガネのタカダ	小樽市稲穂1丁目5番14号	代表取締役 高田 嗣久
株式会社スズラン薬局	小樽市稲穂1丁目5番16号	代表取締役 近藤 勲
株式会社岩永時計店	小樽市堺町1番21号	代表取締役 岩永 政晃
農 協 精 肉 株 式 会 社	小樽市稲穂2丁目8番19号	代表取締役 越中 昭二
有 限 会 社 竹 生 園	小樽市入船5丁目23番12号	代表取締役 中島 京子
佐 藤 公 彦	小樽市花園4丁目23番21号	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 14,533m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 210台

(イ) 駐輪場の収容台数 なし

(ウ) 荷さばき施設の面積 108m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 93m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時まで

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数 7箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日 平成15年6月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道後志支庁小樽商工労働事務所及び北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間 平成15年7月1日（火）から11月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月4日までに北海道日高支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道浦河町 町長 谷川弘一郎

浦河郡浦河町築地1丁目3番1号

協同組合浦河ショッピングセンター 代表理事 山本 一人

浦河郡浦河町大通3丁目53番地

株式会社コアエンタープライズ 代表取締役 佐藤 泰典

浦河郡浦河町大通3丁目42番地の4

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

浦河ショッピングセンター

浦河郡浦河町大通3丁目38番2ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

（変更後）

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
手作りパン工房ジュネ		
株式会社かづさや書店		
株式会社浦河エスシー開発		
有 限 会 社 タ カ オ		

株 式 会 社 カ ツ ヤ	午前10時	午後 8 時
有限会社おもちゃのほんま		
有 限 会 社 奈 良 薬 局		
株 式 会 社 丸 大 ダイ エ ー		
株式会社日高小型運送社		
株式会社はるやまチェーン	午前 9 時	午後10時
株 式 会 社 ホ ク レ ン 商 事		
株 式 会 社 島 村 生 花 店		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分から午後 8 時30分まで

(変更後) 午前 8 時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日 平成15年 6 月10日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
手作りパン工房ジュネ	浦河郡浦河町大通 3 丁目53	白石 健
株式会社かづさや書店	浦河郡浦河町大通 5 丁目 2	代表取締役 古市 堅一
株式会社浦河エスシー開発	浦河郡浦河町大通 3 丁目53	代表取締役 山本 一人
有 限 会 社 タ カ オ	浦河郡浦河町大通 3 丁目14 - 2	取締役社長 田村 和彦
株 式 会 社 カ ツ ヤ	札幌市東区北 6 条東 4 丁目	代表取締役 勝谷 敏弘
有限会社おもちゃのほんま	浦河郡浦河町大通 3 丁目53	代表取締役 本間 悟
有 限 会 社 奈 良 薬 局	浦河郡浦河町大通 3 丁目53	代表取締役 奈良 淳弘
株式会社丸大ダイエー	浦河郡浦河町大通 3 丁目53	代表取締役 大谷 栄大
株式会社日高小型運送社	浦河郡浦河町向別377 - 5	代表取締役 大谷 仁

株式会社はるやまチェーン	札幌市豊平区平岸 2 条 9 丁目 3 - 15	代表取締役 牧羽 邦夫
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2 番地 6	代表取締役 菱谷 巖
株 式 会 社 島 村 生 花 店	浦河郡浦河町大通 3 丁目17 - 8	代表取締役 大谷 仁

イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計 4,428㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 286台

(イ) 駐輪場の収容台数 24台

(ウ) 荷さばき施設の面積 303㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 54㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 入口 1 箇所、出口 1 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで

2 届出年月日 平成15年 6 月 9 日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道日高支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年 7 月 1 日 (火) から11月 4 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
- (4) そ の 他 縦覧については、浦河町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については浦河町に問い合わせること。

北海道告示第1175号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年 7 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量（％）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者				登録有効期限
					名	称	住 所		
北海道第2122号	消 石 灰	70.0 消 石 灰	アルカリ分 70.0	該当なし	北海道共同石灰株式会社		苫小牧市新中野町 3 丁目 1 番12号		平成21. 7.18
北海道第2364号	同	65.0 消 石 灰	アルカリ分 65.0	同	同		同		同 21. 8. 2

北海道告示第1176号

道営土地改良（高台地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農道、農業用排水、区画整理、土層改良、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年7月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1177号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
麓 郷	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道）	平成14. 6.17
同	（農地保全）	同 10.11.10
同	（農業用排水）	同 13. 5. 8
同	（土層改良）	同 13.10. 9
同	（区画整理）	同 12.12. 7
同	（暗きょ）	同 13. 9.28
八 富	（農道）	同 13.12.20
同	（農業用排水）	同 13.11.30
同	（土層改良）	同 14. 8.27
同	（区画整理）	同 12.11.30
同	（暗きょ）	同 13.11.15
西 徳	ほ場整備〔担い手育成型〕（農業用排水）	同 14.11.29
同	（区画整理）	同
同	（暗きょ）	同
北 栄	（農道）	同 14.12.16
同	（区画整理）	同 13.10.30

同				(暗きょ)	同	12.11.20
比	布	西	同	(区画整理)	同	14.12.10
同			同	(暗きょ)	同	
旭		正	同	(農業用排水)	同	13. 5.10
同			同	(区画整理)	同	14.12. 2
同			同	(暗きょ)	同	
中		和	土地改良総合整備〔一般型〕(農用地保全)		同	14.11.20
同			同(農業用排水)		同	13.10.30
同			同(区画整理)		同	
同			同(暗きょ)		同	14. 9.17
剣	淵	北	同(農業用排水)		同	15. 3.20
同			同(暗きょ)		同	14. 7.30
富		岡	[緊急生産調整推進型](農道)		同	13.11.20
同			同(農業用排水)		同	15. 2. 3
同			土地改良総合整備[緊急生産調整推進型](区画整理)		同	14. 7.10
南			同(農道)		同	13.10.19
同			同(農業用排水)		同	14.11.22
同			土地改良総合整備[緊急生産調整推進型](区画整理)		同	14. 6.25
同			同(暗きょ)		同	
大		成	[省力化型](用水施設)		同	15. 3.20
開		明	防災ダム		同	14.12.10
第	2	幹	ため池等整備[用排水施設整備]		同	15. 1.10
鷹		藤	同		同	15. 2.10
米		原	同		同	14.12.20
中	愛	別	中山間地域総合整備(農道)		同	13.11.30
同			同(農業用排水)		同	14. 8. 7
同			同(暗きょ)		同	14. 5.20

占冠	中山間地域総合整備（農道）	平成14.10.21	1 解除に係る保安林の所在場所	十勝郡浦幌町字昆布刈石 1 の31から 1 の33まで、 1 の38
同	同（農用地改良保全）	同 12. 1.31	2 保安林として指定された目的	霧害の防備
ケネニベツ	同（農道）	同 14.12. 4	3 解 除 の 理 由	道路用地とするため
同	同（農業用排水）	同 10. 3.10		
同	同（暗きょ）	同 12.10.31		
同	同（農用地改良保全）	同 11. 8.31		
同	同（ほ場整備）	同 12.10.31		
天塩川ペンケ	同（農道）	同 14. 2.22		
同	同（客土）	同 14.10.30		
同	同（暗きょ）	同		
同	同（農用地改良保全）	同 11.11.30		
同	同（ほ場整備）	同 14.10.30		
兼内	農免農道整備	同 14.12.20		
東中7	同	同 14.11.11		
鷹西	同	同 14.12.16		
飛生	同	同 14.11.29		
米宮	同	同		
山梨北	同	同 14. 9.20		
花岡一区	同	同		
極東	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同 14.12.20		
北海道告示第1178号 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。 平成15年7月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 区 域 区 分 いぶり噴火湾 ほたて貝けた網漁業				
北海道告示第1179号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年7月1日 北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第1180号 土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成15年7月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 起 業 者 の 名 称 社会福祉法人 はばたき (2) 事 業 の 種 類 (仮称)「はばたき」保育所整備事業（以下1の項において「本件事業」という。） (3) 起 業 地 ア 収 用 の 部 分 旭川市東旭川町下兵村地内 イ 使 用 の 部 分 なし (4) 事業の認定をした理由 ア 法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 イ 法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。 ウ 法第20条第3号の要件への適合性について (ア) 本件事業の施行により得られる利益 旭川市においては保育所への入所待機児童が増加している。母親の就労率の高まり、地域の子育てへの支援など、保育所への需要は今後も高まる傾向にある。旭川市の中でも待機児童の多い豊岡・東旭川地区において、保育所（定員90名）を整備する本件事業は、待機児童の緩和を図るなど児童福祉の向上に大きく寄与するものであり、本件事業により得られる公共の利益は大きいと認められる。 (イ) 本件事業の施行により失われる利益 本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考				

えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(ウ) 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、2候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(エ) 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

エ 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、旭川市の子育て支援計画及び保育所待機児童解消計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は保育所の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- (5) 起業地を表示する 旭川市役所
図面の縦覧場所

2(1) 起業者の名称 社会福祉法人 侑愛会

(2) 事業の種類 知的障害児通園施設「つくしんぼ学級」移転改築事業（以下2の項において「本件事業」という。）

(3) 起業地

ア 収用の部分 上磯郡上磯町字追分地内

イ 使用の部分 なし

(4) 事業の認定をした理由

ア 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

イ 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

ウ 法第20条第3号の要件への適合性について

(ア) 本件事業の施行により得られる利益

学齢期前の知的障害児が通園し、独立自活に必要な知識技能を修得する知的障害児通園施設は、近年、障害の内容が多様化していることなどから、個々の状況に応じた療育方法や療育環境の整備が求められている。しかし、つくしんぼ学級は、施設の老朽化が進んでおり、敷地も狭あいであるため、療育環境の改善が困難な状況である。本件事業は、良好な環境の土地へ移転し、余裕のある施設を整備し、きめ細かい療育・支援を行うものであることから、児童福祉の向上に寄与するものと認められ、本件事業により得られる利益は大きいものと認められる。

(イ) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことなどから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(ウ) 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、2候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(エ) 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

エ 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、上磯町の障害者福祉計画に合致しており、知的障害児が早期に必要な療育を受けるべき状況を踏まえると、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は知的障害児通園施設の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- (5) 起業地を表示する 上磯町役場
図面の縦覧場所

3(1) 起業者の名称 社会福祉法人 鹿追恵愛会

(2) 事業の種類 介護老人保健施設しかおい整備事業（以下3の項において「本件事業」という。）

(3) 起業地

ア 収 用 の 部 分 河東郡鹿追町鹿追北2線地内

イ 使 用 の 部 分 なし

(4) 事業の認定をした理由

ア 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

イ 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

ウ 法第20条第3号の要件への適合性について

(ア) 本件事業の施行により得られる利益

高齢化の進行に伴い、介護保健施設への入所対象者が増えており、さらにその中に占める低所得者層の割合が少なくない。本件事業は、これら生活困難な者に無料又は低額で老人保健施設（定員100名）を利用させることにより、所得の高低にかかわらず、安心して介護サービスを受けられることとするものであり、高齢者福祉の向上に寄与するものと認められ、本件事業により得られる利益は大きいものと認められる。

(イ) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことなどから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(ウ) 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、2候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(エ) 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

エ 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、鹿追町の老人保健福祉計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は介護老人保健施設の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると

判断される。

ウで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

(5) 起業地を表示する 鹿追町役場

図面の縦覧場所

4(1) 起 業 者 の 名 称 鹿追町

(2) 事 業 の 種 類 鹿追町国民健康保険病院移転整備事業（以下4の項において「本件事業」という。）

(3) 起 業 地

ア 収 用 の 部 分 河東郡鹿追町鹿追北2線地内

イ 使 用 の 部 分 なし

(4) 事業の認定をした理由

ア 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第24号の「国、地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

イ 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は鹿追町であり、既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

ウ 法第20条第3号の要件への適合性について

(ア) 本件事業の施行により得られる利益

鹿追町国民健康保険病院は、第1次医療機関として住民の日常生活に密着し、病気の治療、予防のほか生活習慣病対策などの役割を担い、今後は医療設備の電子化、診療科目の増設などが求められている。しかし、現在の鹿追町国民健康保険病院は、施設、設備とも老朽化が進み、敷地も狭あいであるため、環境の改善が困難な状況である。本件事業は、病院を移転改築し、施設の近代化、設備の高度化、電子化を進め、医療機関としての機能の充実及び医療体制の整備を図るものであり、本件事業により得られる利益は大きいものと認められる。

(イ) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことなどから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(ウ) 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、2候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討し

た結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(エ) 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

エ 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、鹿追町の総合計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は鹿追町国民健康保険病院の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

(5) 起業地を表示する 鹿追町役場
図面の縦覧場所

北海道告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 幕別帯広芽室線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
帯広市東5条南26丁目15番7地先から帯広市大通り南29丁目1番1地先まで	前	25.00mから46.00mまで	693.96m	一般国道236号重複L=26.00m
帯広市東10条南16丁目4番1地先から帯広市大通り南29丁目1番1地先まで	後	25.00mから46.00mまで	2,350.12m	一般国道236号重複L=26.00m

北海道告示第1182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 稚内都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する土地の区域

稚内市末広4丁目、5丁目の各一部

イ 除外する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び稚内市建設部都市整備課

2 函館圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・203号 七重浜駅前通	上磯町七重浜1丁目	上磯町七重浜1丁目	上磯町七重浜1丁目

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び上磯町建設部都市住宅課

3 旭川圏都市計画都市高速鉄道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市高速鉄道
(2) 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
1 北海道旅客鉄道株式会社宗谷線	旭川市宮前通西	旭川市永山町9丁目	旭川市流通団地1条4丁目
2 北海道旅客鉄道株式会社函館線	旭川市近文町16丁目	旭川市宮前通西	旭川市曙1条3丁目

3 北海道旅客鉄道株 旭川市神楽岡 旭川市宮前通 旭川市神楽岡 式会社富良野線 12条 1 丁目 西 公園 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)				(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び旭川市水道局事業部下水道整備課			
(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び旭川市都市建築部都市計画課				6 美幌都市計画公園に係る事項			
4 夕張都市計画道路に係る事項				(1) 都市計画の種類 緑地			
(1) 都市計画の種類 道路				(2) 都市計画を定める土地の区域			
(2) 都市計画を定める土地の区域				(ア) 変更する部分			
種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地				名 称 位 置			
幹線街路 3・4・3号 千代田丁末線 夕張市若菜 夕張市丁末 夕張市鹿の谷 3 丁目				2 号 網走川河畔公園 網走郡美幌町字鳥里、字鳥里 1 丁目～ 4 丁目、字瑞治、字美禽、字元町及び字昭野			
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)				3 号 せせらぎ公園 網走郡美幌町字青山北、字青山南、字東 4 条南 3 丁目、字東 4 条南 4 丁目、字東 4 条南 5 丁目、字青葉 1 丁目及び 2 丁目並びに字美富			
(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び夕張市建設水道部建設企画課				(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)			
5 旭川圏都市計画下水道に係る事項				(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び美幌町建設水道部都市整備課			
(1) 都市計画の種類 下水道				公 表			
(2) 都市計画を定める土地の区域							
ア 名称 旭川公共下水道				地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から、平成14年度経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第 3 項の規定により公表する。 平成15年 7 月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ 社団法人全国公営住宅火災共済機構平成14年度経営状況公告			
イ 位置							
(ア) 位置を変更する下水管渠				1 事業実績			
名 称 起 点 終 点				加入都道府県市区町村会員数 1,277			
西神楽 1 号幹線 旭川市忠和 4 条 8 丁目 旭川市神楽 5 条 1 丁目				加 入 戸 数 886,173戸			
永山南 1 号幹線 旭 川 市 神 居 町 忠 和 旭川市亀吉 1 条 3 丁目				共 済 契 約 金 額 5,866,226,756,000円			
西部放流幹線 旭 川 市 神 居 町 忠 和 旭 川 市 神 居 町 忠 和				火 災 共 済 掛 金 1,124,273,085円			
(イ) その他の施設の位置を変更する土地の区域				被 災 戸 数 347戸			
a 変更前				火 災 共 済 給 付 金 352,775,397円			
名 称 位 置				復 興 建 築 助 成 戸 数 154戸			
旭神汚水中継ポンプ場 旭川市旭神町				復 興 建 築 助 成 金 67,109,969円			
b 変更後				住宅防火施設整備補助会員数 66			
名 称 位 置				住宅防火施設整備補助金 27,610,600円			
旭神汚水中継ポンプ場 旭川市旭神 1 条 3 丁目				住 宅 災 害 見 舞 戸 数 628戸			
(ウ) その他の施設の廃止する土地の区域							
名 称 位 置							
旭神楽岡団地汚水中継ポンプ場 旭川市緑が丘 5 条 1 丁目							
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)							

住 宅 災 害 見 舞 金		13,144,000円		北海道後志支庁長 片 平 美智子	
2 収支計算				1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
(1) 収入				岩内郡共和町宮丘91 - 26 ほか38筆（第1工区）	
火 災 共 済 掛 金 収 入		1,124,273,085円		2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
建 物 管 理 の 部 収 入		55,211,622円		札幌市中央区大通東1丁目2	
そ の 他 の 収 入		366,055,153円		北海道電力株式会社 取締役社長 南山 英雄	
当 期 収 入 合 計 (A)		1,545,539,860円		3 開発許可年月日及び番号	
前 期 繰 越 収 支 差 額		73,391,987円		平成14年3月20日 後建指第13 - 6号	
収 入 合 計 (B)		1,618,931,847円			
(2) 支出				道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示	
事 業 費		522,551,875円		北海道札幌土木現業所告示第11号	
管 理 費		276,982,564円		次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
建 物 管 理 費		22,177,473円		平成15年7月1日	
特 定 預 金 等 支 出		736,351,730円		北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄	
当 期 支 出 合 計 (C)		1,558,063,642円		1 入札に付する事項	
当 期 収 支 差 額 (A) - (C)		▲12,523,782円		(1) 調達をする賃貸物品等の名称及び数量	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B) - (C)		60,868,205円		道路パトロールカー 3台	
				(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。	
				(3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで	
				(4) 納 入 場 所 北海道札幌土木現業所	
				2 入札に参加する者に必要な資格	
				(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。	
				(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
				(3) 納入される賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。	
				3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
				(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
				ア 申 請 の 時 期 平成15年7月1日から14日まで	
				イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
				ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目	
				北海道札幌土木現業所企画総務部総務課	
				(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	

支 庁 告 示	
北海道後志支庁告示第9号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
平成15年7月1日	
北海道後志支庁長 片 平 美智子	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩内郡岩内町字野東258番1 ほか12筆（第3工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	岩内郡岩内町字宮園98番地の33 株式会社ひまわり 代表取締役 岡田 久美
3 開発許可年月日及び番号	平成13年6月25日 後建指第13 - 1号
北海道後志支庁告示第10号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
平成15年7月1日	

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所 3 階第 1 会議室
- (2) 入札日時 平成15年 7月31日（木）午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4 に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（3 台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011 - 561 - 0201 内線 209

- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道留萌土木現業所告示

北海道留萌土木現業所告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 7月 1 日

北海道留萌土木現業所長 大 島 敏 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 除雪トラック（10 t 級、6 × 6、S、G、2 W 付） 1 台
交換契約により除雪ドーザ 1 台（18 t 級）を契約の相手方に供し、除雪トラック 1 台（10 t 級、6 × 6、S、G、2 W 付）を当該契約の相手方から調達する。
- イ 除雪トラック（10 t 級、6 × 6、S、G 付） 1 台
交換契約により除雪グレーダ 1 台（4.0m 級）を契約の相手方に供し、除雪トラック 1 台（10 t 級、6 × 6、S、G 付）を当該契約の相手方から調達する。
- ウ 除雪トラック（10 t 級、4 × 4、S、G 付） 1 台
交換契約により除雪トラック 1 台（10 t 級）を契約の相手方に供し除雪トラック 1 台（10 t 級、4 × 4、S、G 付）を当該契約の相手方から調達する。
- エ ロータリ除雪車（1.3m・700t/h 級） 1 台
交換契約によりロータリ除雪車 1 台（80PS 級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車 1 台（1.3m・700t/h 級）を当該契約の相手方から調達する。
- アからエまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年11月28日

(4) 納 入 場 所

ア 留萌土木現業所羽幌出張所 1台
イ 同 遠別出張所 1台
ウ 同 遠別出張所 1台
エ 同 事業部事業課 1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年7月1日から22日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 8585 北海道留萌市住之江町2丁目
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌合同庁舎3階留萌土木現業所入札室（送付による場合は、郵便番号 077 - 8585 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年8月8日 午後1時30分（送付による場合は、平成15年8月7日必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 077 - 8585 北海道留萌市住之江町2丁目
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 4114

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の入札執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

a . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow,

Phone : 0164-42-1511 Extension 4114

第1480号 17

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

宗谷海区漁業調整委員会
告 示

宗谷海区漁業調整委員会告示第1号

宗谷海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年7月1日

宗谷海区漁業調整委員会会長 安 藤 善 則

宗谷海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

宗谷海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年宗谷海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。